

水田活用の直接支払交付金

【令和2年度予算概算決定額 305,000 (296,079) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産地による産地の創造を支援します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、水田農業高収益化推進助成を新設し、支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [令和7年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [令和7年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [令和7年度まで]）

※（ ）内は令和元年度補正後予算額

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産地の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

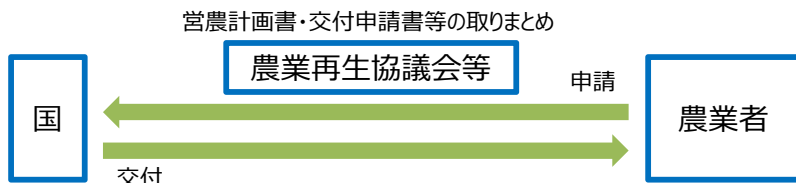
3. 水田農業高収益化推進助成

- 都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

| 対象作物 | 交付単価 |
|-------------------------|------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物※ ¹ | 3.5万円/10a |
| WCS用稲 | 8.0万円/10a |
| 加工用米 | 2.0万円/10a |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a |

※¹：飼料用とうもろこしを含む

産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

| 取組内容 | 配分単価 |
|-------------------------------|-----------|
| 飼料用米、米粉用米の複数年契約※ ³ | 1.2万円/10a |
| そば、なたねの作付け（基幹作のみ） | 2.0万円/10a |
| 新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ） | 2.0万円/10a |

※³：3年以上の契約

上記のほか、以下の取組について、拡大計画に基づき、年度当初に配分を行います。

① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

② 高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※⁴の面積が令和元年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。※⁴：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

① 高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）

② 高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a）

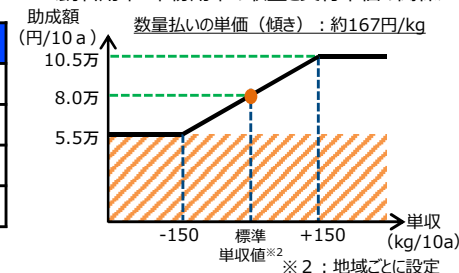
高収益作物による畑地化の取組を支援※⁵。

③ 子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※⁵：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



令和2年産における需要に応じた生産の推進策

【 令和元年度 】

①転換作物拡大加算 (1.0万円/10a)

・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

②平成31年度緊急転換加算 (5千円/10a) (R1限り)

・都道府県ごとにみて、転換作物が拡大し、主食用米が30年度の面積より減少した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

③飼料用米・米粉用米の多収品種加算 (1.2万円/10a)

・多収品種の取組面積に応じて産地交付金を配分。

④高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が30年度以降の最小面積より更に減少し、高収益作物等※の面積が更に拡大した場合に、その面積に応じて産地交付金を配分。

※高収益作物(園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

⑤産地交付金の県枠の設定

・当初配分の1割以上は、都道府県段階で支援内容を決定し、重点品目の単価を上乗せ。

【 令和2年度 】

①転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

・地域の取組を直接反映し、**(新規)**
麦、大豆等の作付拡大による水田フル活用を推進するため、
単位：都道府県→**地域農業再生協議会**
基準年：主食用米が減少し、転換作物の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分(10月→4月)。

②飼料用米・米粉用米の複数年契約加算 (1.2万円/10a)

・より安定的な生産・供給にシフトするため、**(加算見直し)**
多収品種加算を見直して複数年契約加算を創設し、インセンティブ付与。

③水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、子実用とうもろこし：1.0万円/10a)

・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**(新規)**
高収益作物、子実用とうもろこしを導入する産地を支援。

④高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換を後押しするため、
基準年：主食用米が減少し、高収益作物等の面積が元年度より拡大
配分時期：拡大計画に基づき、年度当初に配分(10月→4月)。**(拡充)**

⑤麦、大豆等の作付拡大に取り組む産地へ産地交付金をシフト

・転換作物の作付実績を踏まえ、R2年度の当初配分に反映。**(新規)**

⑥産地交付金の県枠の拡大

・当初配分に占める割合：1割以上→1.5割以上に拡大。**(運用見直し)**

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

○水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

<事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームの構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

- ・産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援
 - 1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(11億円の内数)
 - 2: 畜産生産力・生産体制強化施策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム（国）

技術・機械等の導入支援

- ・園芸作物及び子実用とうもろこしの本格的な導入に必要となる
 - ①栽培技術の実証、機械（収穫機など）等のリース導入等を支援
 - 1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業(11億円)
 - 2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(9億円の内数)
 「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択
 - ②産地基幹施設（貯蔵施設など）の整備を支援【3: 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(優先枠: 200億円の内数)】
- ・水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を支援
 - 4: 果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備(57億円の内数)
 - 5: 農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型(250億円の内数)
 「推進計画」に位置付けられた取組を優先採択

経営転換のインセンティブ付与

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
 - ①高収益作物※定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援（②とセット）
 - ②高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
- ※高収益作物：園芸作物等 【6: 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

- ・基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
 - 7: 農業競争力強化基盤整備事業(1,291億円の内数)、8: 農地耕作条件改善事業(250億円) 等
- ・高収益作物導入のための畑地化・汎用化を促進する事業の拡充（高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合に、受益面積要件を現行の20haから5haまで緩和し、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入）

【9: 水利施設等保全高度化事業(1,291億円の内数)】

【お問い合わせ先】

※プロジェクトチームの窓口を担当

| | | |
|------------|----------------|------------|
| 生産局園芸作物課 | (03-6744-2113) | (1・3～5の事業) |
| 飼料課 | (03-3502-5993) | (2の事業) |
| 政策統括官付穀物課※ | (03-3597-0191) | (6の事業) |
| 農村振興局農地資源課 | (03-6744-2208) | (7・8の事業) |
| 水資源課 | (03-3502-6246) | (9の事業) |

項目別の主な支援措置一覧

| 項目名 | 事業名 | 支援内容 | 補助率等 | お問合せ先 |
|----------------------------|--------------------|---|---|-----------------------------------|
| 生産拡大、新しい産地づくりの準備をしたい | 時代を拓く園芸産地づくり支援事業 | 産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援 | 定額 | 生産局園芸作物課 (03-3501-4096) |
| | 国産濃厚飼料生産利用推進 | | | 生産局飼料課 (03-6744-7192) |
| 生産を拡大したい | 水田活用の直接支払交付金 | 水田フル活用ビジョンに基づき、地域の裁量で産地づくりを支援 | 定額(地域で設定) | 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191) |
| | | 地域ごとの高収益作物等の拡大に応じて加算措置 | 3万円/10a | |
| | | 「推進計画」に基づき、 ①高収益作物の新たな導入面積に応じて支援(②とセット) ②高収益作物による畑地化の取組を支援 ③子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援 | ①:2万円/10a×5年間 ②:10.5万円/10a・1回限り ③:1万円/10a | |
| 新しい産地をつくりたい (技術、機械の導入等) | 時代を拓く園芸産地づくり支援事業 | ①栽培技術の実証、機械等のリース導入を支援 [優先採択※1] ②加工・業務用野菜の作柄安定技術の導入等を支援 | ①:1/2 ②:定額 | 生産局園芸作物課 (03-3501-4096) |
| | 果樹農業生産力増強総合対策など※2 | 水田の畑・樹園地転換を通じて、省力技術・機械等を面的に導入し、モデル産地を形成する取組等を支援 [優先採択※1] | 定額、1/2等 | 生産局園芸作物課 (03-3502-5957) |
| | 国産濃厚飼料生産利用推進 | 子実用とうもろこしの生産利用体系の構築に向けた実証の取組を支援 [優先採択※1] | 定額、1/2以内 | 生産局飼料課 (03-6744-7192) |
| 機械・施設等を導入したい | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 | 農業用機械・施設の導入を経営体の規模に応じ切れ目なく支援 [優先枠※3] | 1/2以内、3/10以内等 | 生産局総務課 生産推進室 (03-3502-5945) |
| | 産地生産基盤パワーアップ事業 | 産地パワーアップ計画に基づき、高性能機械・施設、生産資材の導入等を支援 | 1/2以内等 | |
| 耕作条件を改善したい、 基盤整備を行いたい | 水利施設等保全高度化事業(公共) | 畑地化・汎用化のための基盤整備等を支援(要件緩和:[拡充]20ha→5ha、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入) | 1/2等 | 農村振興局水資源課 (03-3502-6246) |
| | 農業競争力強化基盤整備事業(公共) | 農地の大区画化や畑地化・汎用化、農業水利施設の整備等を支援 [優先採択・ | 1/2等 | 農村振興局 農地資源課 (03-6744-2208) |
| | 農地耕作条件改善事業 | 基盤整備の機動的な推進、高収益作物への転換に向けた計画策定～営農定着に必要な取組を一括支援 [優先配分※1] | 1/2、定額等 | |
| 労働力を確保したい | 農業人材力強化総合支援事業 | 産地における労働力の募集・調整等の労働力確保等を支援 | 定額 | 経営局就農・女性課 (03-3502-6469) |

※1:「推進計画」に位置付けられた地区・取組のみ ※2:このほか、農地耕作条件改善事業のうち未来型産地形成推進条件整備型でも実施 ※3:産地基幹施設等支援タイプのみ

2020年度（令和2年度）北海道水田フル活用ビジョン（案）

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稻を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稻を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

2 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稻作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

(1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

(2) 非主食用米

加工用米や新規需要米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、農地の集積・集約化やほ場の大区画化など効率的な生産につながる生産構造の改善、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

ア 加工用米

主食用米の需要の減少傾向が続く中、北海道米の固定的需要を確保していくため、非主食用米の取組の中心的品目と位置付ける。実需者との結びつきを強化していくため、産地交付金の活用による取組の推進と安定供給を図っていく。

主力の冷凍米飯や加工米飯を中心にのほか、焼酎原料用を中心とした低価格帯の

ニーズへの対応なども強化するとともに安定的な需要の確保に向けて、複数年契約の取組を推進する。

イ 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、産地交付金の活用により、取組の推進を図っていく。特に、多収品種を利用した生産性向上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産の拡大を推進する。

ウ WCS用稲

主食用米の需要減が見込まれる中、需要のある作物の生産拡大を図る上で、飼料用米に比べて収穫作業が主食用米等と競合せず時期が異なり、水稲経営内での作付規模拡大に対応可能なことから、需要を確保しながら複数年契約のWCS用稲の取組を推進する。

エ 米粉用米

主食用米の需要減が見込まれる中、産地と需要者が連携し、ニーズに対応した原料米の安定供給と需要の確保に取り組みながら取組を推進する。

オ 新市場開拓用米

将来的な主食用米の国内需要量の減少傾向を見据え、海外市場等を新たな販路の一つとして、安定的な需要の確保に向けて取り組みながら複数年契約の取組作付を推進する。

カ 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的な取組が可能であるというメリットを踏まえつつ、主食用米、非主食用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、水稲作付面積を確保するための選択肢の一つとして、各産地の判断により取組を推進検討する。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

(4) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

(5) 高収益作物（園芸作物等）

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上などの取組を通じて、特色のある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。

(6) 畑地化の推進

転作作物の本作化や、計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、各産地が実情に応じて畑地化の取組を進める。

令和2年度産地交付金について（案）

（ 令和2年2月21日
北海道農政部農産振興課 ）

1 産地交付金の概要 別添のとおり

2 産地交付金（道枠）活用の考え方

今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援する。

加えて、収益力の向上に資する取組を一層推進する観点から、次のとおり使途等の見直しを行う。

- ・ 加工用米、と新市場開拓用米及びWCS用稲を対象に、複数年契約の取組のみを要件に助成する使途を新設する。
- ・ 省力化・低コスト助成の取組要件に、今後の普及が求められている高密度播種やスマート農業の取組、作付拡大に係る取組などを追加する。
- ・ 生産構造改善推進助成を終了する。
- ・ 各使途の取組要件のうち、一定の取組実績が複数年にわたって確認されており、概ね取組が定着したと判断されるものを除外した上で、使途ごとに設定している必須の取組要件数を減らす。

3 産地交付金の活用計画案（2月21日時点）

（1）配分の考え方

全道的な課題への対応として配分額の一部を道枠で活用し、残額を地域の实情に即した取組を支援するため、地域枠として各地域協議会へ配分する。

| 区分 | 配分先 | | |
|------------------------|-----|-------------|--|
| | 道枠 | 地域枠（配分の考え方） | |
| 当初配分（4月） | ○ | ○ | 29年度当初配分額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の前年度活用実績額等を勘案して配分 |
| <u>追加配分（4月）</u> | | | |
| <u>転換作物拡大加算</u> | | ○ | <u>拡大計画における対象面積×15千円/10a</u> |
| <u>高収益作物等拡大加算</u> | | ○ | <u>拡大計画における対象面積×30千円/10a</u> |
| 追加配分（10月） | | | |
| 留保分 | ○ | ○ | 当初配分額に基づく10割相当額を基本に、国からの配分額、道枠の所要額及び地域協議会別の所要額等を勘案して配分 |
| <u>飼料用米・米粉用米の多収品種</u> | ⊖ | | |
| <u>飼料用米・米粉用米の複数年契約</u> | | ○ | <u>追加配分対象面積×12千円/10a</u> |

| | | | |
|------------|---|---|--|
| そば・なたねの作付 | | ○ | 追加配分対象面積×20千円/10a |
| 新市場開拓用米の作付 | | ○ | 追加配分対象面積×20千円/10a |
| 転換作物拡大加算 | ⊖ | ○ | <u>(実際の作付面積に応じて過不足調整)</u> |
| 高収益作物等拡大加算 | | ○ | <u>(実際の作付面積に応じて過不足調整)</u> 追加配分対象面積×20千円/10a |

(2) 道枠活用計画案

| 助成の内容 | 助成単価（上限単価） | |
|--|------------|-----|
| | 元年度 | 2年度 |
| 水稲作付面積の維持・確保 | | |
| 加工用米・新市場開拓用米の取組に対する助成 | 24千円/10a | 未定 |
| 飼料用米（多収品種）の取組に対する助成 | 9千円/10a | 未定 |
| 米粉用米・WCS用稲・飼料用米（SGS）の取組に対する助成 | 9千円/10a | 未定 |
| 加工用米・新市場開拓用米・ <u>WCS用稲</u> の複数年契約の取組に対する助成 | — | 未定 |
| 省力化・低コスト化に資する取組に対する助成 | 15千円/10a | 未定 |
| 生産構造の改善に資する取組への助成（元年度で終了） | 3千円/10a | — |

(対象作物別の助成体系)

| | 作付助成 | 複数年契約助成 | 省力化・低コスト化助成 |
|---------|--------------|-------------------|-------------|
| 加工用米 | ○ | ○ | ○ |
| 新市場開拓用米 | ○ | ○ | ○ |
| 飼料用米 | ○（多収品種又はSGS） | <u>(国による追加配分)</u> | ○ |
| 米粉用米 | ○ | <u>(国による追加配分)</u> | ○ |
| WCS用稲 | ○ | <u>○</u> | ○ |

※ 道枠活用計画案については、助成単価を含め、国の予算措置及び配分の状況や国との協議の経過により、今後、内容が変更されることがある。

(3) 配分の調整

- ・ 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分額の調整を行い、再配分することがある。
- ・ 道枠又は地域枠に残余が生じた場合は、その残余額を相互に融通して活用することがある。

令和2年度水田部会の開催予定について（案）

| 月 | 平成 31/令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----|--|--|
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | <p>↑</p> <p>元年産米の生産の目安に即した取組の状況等に関する検証作業の実施(事務局)</p> | <p>↑</p> <p>2年産米の生産の目安に即した取組の状況等に関する検証作業の実施(事務局)</p> |
| 8 | | |
| 9 | | <p>水田部会（第1回）</p> <p>・3年産「生産の目安」の基本的な考え方について</p> <p>↑ 作付意向調査の実施(事務局)</p> |
| 10 | <p>水田部会（第1回）</p> <p>・2年産「生産の目安」の基本的な考え方について</p> <p>↑ 作付意向調査の実施(事務局)</p> | |
| 11 | <p>↓</p> <p>販売計画の策定(団体)</p> <p>需給見通しの公表(国)</p> | <p>↓</p> <p>販売計画の策定(団体)</p> <p>需給見通しの公表(国)</p> |
| 12 | <p>↓</p> <p>令和2年産米の生産の目安案の算定</p> <p>水田部会（第2回）</p> <p>・2年産米の「生産の目安」について</p> | <p>↓</p> <p>令和3年産米の生産の目安案の算定</p> <p>水田部会（第2回）</p> <p>・3年産米の「生産の目安」について</p> |
| 1 | | |
| 2 | <p>水田部会（第3回）</p> <p>・令和2年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の活用計画案等について</p> <p>・令和2年度水田部会の開催予定について</p> | <p>水田部会（第3回）</p> <p>・令和3年度水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の活用計画案等について</p> <p>・令和3年度水田部会の開催予定について</p> |
| 3 | | |

※ 開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。